

リネンサプライ分野育成就労協議会入会規程

(趣旨)

第1条 本規程は、リネンサプライ分野育成就労協議会設置要綱第9条の規定に基づき、リネンサプライ分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）への入会その他必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 協議会の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準」（令和8年4月7日厚生労働省告示第181号）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第3条 リネンサプライ分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している申込みフォームに次の各号に掲げる事項を記載して入会を厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に申請するものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
- 二 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
- 三 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
- 四 育成就労外国人を受け入れる施設の名称
- 五 育成就労外国人を受け入れる施設の郵便番号を含む住所
- 六 育成就労外国人を受け入れる施設が取得している下記いずれかの衛生基準の認定証に記載されている認定番号及び有効期限
 - ・ 一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準
 - ・ 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準
- 七 担当者の職名及び氏名
- 八 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 九 監理支援機関による監理支援の有無
- 十 監理支援機関の名称及び許可番号（監理支援機関による監理支援を受けている場合に限る。）

2 前項の申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 育成就労外国人を受け入れる施設が取得している下記いずれかの衛生基準の認定証の写し
 - ・ 一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準
 - ・ 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準

二 その他必要な書面

（資格確認及び証明書の交付）

第4条 事務局は、前条の申請を受理した場合において、申請内容を確認し、申請者を協議会の構成員として認めるときは、申請者に別紙様式による「リネンサプライ分野育成就労協議会構成員資格証明書」（以下「証明書」という。）を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 前条に基づく申請内容に不備がある場合
- 二 前号のほか、申請者を構成員として認めることができない正当な理由がある場合
- 2 前項の証明書の交付は、電子メールその他事務局が適当と認める方法により行うことができる。
- 3 事務局は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

（証明書の再交付）

第5条 構成員は、証明書を失ったときなど、その他必要な場合は、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 一 育成就労実施者の名称
- 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
- 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
- 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
- 五 育成就労外国人を受け入れる施設の名称
- 六 担当者の職名及び氏名
- 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 八 証明書の再交付を申請する理由
- 2 証明書の再交付時における必要書面は第3条第2項に準ずるものとする。
- 3 事務局は第1項の申請を受理した場合において、第4条第1項ただし書の規定に該当しないことを確認し、証明書を再交付するものとする。

（変更手続）

第6条 構成員は、第3条第1項各号に掲げる申請に係る事項に変更が生じた場合には、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して変更届出を事務局に行うものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
- 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
- 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
- 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
- 五 育成就労外国人を受け入れる施設の名称
- 六 担当者の職名及び氏名
- 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 八 変更内容
- 2 変更時における必要書面は第3条第2項に準ずるものとする。

- 3 事務局は第1項の届出を受理し、交付済の証明書の内容を変更する必要があると認めた場合において、申請者に第4条第1項に準じ、変更後の証明書を交付するものとする。

(退会手続等)

第7条 構成員は、リネンサプライ分野における育成就労実施者でなくなったときは、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して協議会の退会を事務局に届け出るものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
 - 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
 - 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
 - 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
 - 五 育成就労外国人を受け入れる施設の名称
 - 六 担当者の職名及び氏名
 - 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 八 退会の理由
- 2 構成員がリネンサプライ分野における育成就労実施者でなくなった場合において、前項の届出を行わないとき、又は事務局が当該構成員と連絡を取ることができないときは、事務局は、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる

(協議会への再入会)

第8条 第6条により協議会の退会を行った者が、再びリネンサプライ分野育成就労外国人を受入れようとする場合は、第3条第1項による入会申請を行わなければならない。

(その他)

第9条 第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条において、システム上のトラブルなどにより、ホームページによる申請又は届出ができない場合は、事務局が指定する方法で行うものとする。

附 則

本規程は、令和8年〇月〇日から施行する。